

令和5年水産林務委員会開催状況

開催年月日 令和5年9月5日（火）
 質問者 日本共産党 丸山 はるみ 委員
 答弁者 水産林務部長、水産局長、
 企画調整担当課長、水産食品担当課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 A L P S 処理水の海洋放出の経過と対応について</p> <p>(一) 本道水産業への影響等の検討経過について 福島原発でデブリから溶出した様々な放射性物質を含む高濃度の放射性汚染水は今も増え続けており、ALPSで処理した上で、保管されています。ほとんどの放射性物質は除去されますけれども、トリチウムは高濃度のまま放置されています。海洋放出にあたっては排出基準以下になるよう薄めるとしてはいますけれども、2018年にはALPS処理をしたあともなおセシウム137やストロンチウム90、ヨウ素131などトリチウム以外の放射性物質の検出限界値を超えて検出されています。しかも、データが存在していたにも関わらず、説明が十分にされていなかったということでALPS処理水に関して東京電力や政府への信頼が損なわれたといったことがあったと聞いています。</p> <p>ALPS処理水の海洋放出の経過と対応について聞いていきますけれども、まず、国は2020年2月10日に「ALPS処理水の取扱いに関する小委員会報告」において初めて処理水の海洋放出と水蒸気放出を現実的な選択肢として示しています。</p> <p>その後、海洋放出が選択されていくわけですが、北海道は同年5月15日に初めて国に対して「丁寧な説明」「万全な風評被害対策」「発生した時の十分な対策」を求めて要請を行っていることと承知しています。</p> <p>この要請を行った時点において、北海道は海洋放出がなされた場合の道内水産業に対する風評被害等の影響がどれだけの規模になると想定していたのかお答え下さい。</p> <p>(一) 一再 本道水産業への影響等の検討経過について 要請をするにあたってですね、風評被害の規模をどのように想定していたのかということについてお聞きしたのですけれども、それに対して安全性の確保を大前提とするということをお答えいただきました。この要請をした時点で具体的な風評被害というのは想定しなかったということなんでしょうか。また、いつの時点で、海洋放出がなされた場合、その影響を議論して、道としての対策を検討したのかお答えください。</p> <p>(一) 一再々 本道水産業への影響等の検討経過について ALPS処理水の海洋放出が選択されたわけですが、北海道として風評被害が起きた場合の想定、道内水産業への具体的な影響について想定していなかったということは問題だと思います。漁業者の海洋放出への反対、地元福島県においても23市町村議会で反対や意見書が出されているというふうに承知しているところです。</p> <p>今でもALPS処理水の海洋放出をやめるように要請するべきだったのではないかと考えますけれども、北海道の見解をお聞かせください。</p>	<p>○ 成澤企画調整担当課長 本道水産業への影響についてであります。道では、令和2年5月、国に対し、安全性の確保を大前提に、農林漁業者の皆様はもとより、広く国民の理解を得られるよう、慎重かつ十分な検討や、丁寧で分かりやすい説明を行うこと、また、仮に処理水の処分を行う場合には、風評被害対策に万全を期すこと、そうした取組を講じてもおお、風評被害が発生した場合には、国の責任において十分な対策を行うことを要請したところでございます。</p> <p>道といたしましては、風評被害を生じさせない取組の徹底が重要と考えており、これまであらゆる機会を通じて、漁業関係団体の方々とは連携し、要請を行ってきたところでございます。</p> <p>○ 成澤企画調整担当課長 本道水産業への影響についてであります。道では、安全性の確保を大前提といたしまして、風評被害を生じさせない取組の徹底が重要と認識し、国に対しまして、風評被害対策に万全を期すこと、取組を講じてもおお、風評被害が発生した場合には、国の責任において十分な対策を行うことを要請してきたところでございます。</p> <p>道といたしましては、「道産水産物流通・輸出に係る連絡協議会」などを通じまして、関係者の皆様からご意見・ご要望を伺いながら、道産水産物の消費拡大や輸出振興などに取り組んでまいります。</p> <p>○ 成澤企画調整担当課長 本道水産業への影響についてであります。水産業は地域経済を支える重要な産業であり、道では安全性の確保を大前提に、風評被害を生じさせない取組の徹底が重要と認識し、国に対し風評被害対策に万全を期すこと、取組を講じてもおお、風評被害が発生した場合には、国の責任において十分な対策を行うことを要請してきたところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(二) 海洋放出に伴う水産業への影響について 海洋放出が開始されてしまい、処理水放水をきっかけにして、中国がわが国全ての水産物輸入を全面停止しています。また、海外における水産物需要の低下や、中国以外でも規制拡大が想定されます。処理水放出後の水産業への現状の影響についてはどのように認識されているのかお聞かせください。</p> <p>(三) 東京電力による補償について 数字を聞いて少なくない影響が出ている、これからも影響が続くと思います。地元で話を聞きたいというふうに関心を持っていただいている方も多くありますが、まだ影響がどれほどになるか予想しきれないということで、まだお話を聞けてない状況です。東京電力は風評被害への損害賠償を行うとしています。審査は東京電力が決めた要件に則って行われます。そう説明されていますね。例えば水産物の価格下落の場合、東電が設けている計算式には、冷凍ホタテを長期にわたり倉庫保管した場合のコストが含まれているのか、風評被害に関わる全ての経費が補償となるというに理解していいのでしょうか。</p> <p>(四) 影響額の算定について 漁業者に対する風評被害への損害賠償について、東京電力が設計した計算式によると、放出前の価格は全国一律で設定され、地域によって差が生じること等が考慮されていないように見受けられる。本道でも同じ魚種でも地域間で価格が異なり、東電が一律の価格で計算式を設定した場合、影響額が正しく補償されないという事態が懸念されている。現状の東電による補償内容で道内漁業者が被る影響の全てが正しく補償されると道は認識しているのか。</p> <p>(五) 漁業被害の可視化について 東電が行う補償については事業者と東京電力との間で行われると思います。しかし、東京電力が詳細についてはこれからまた協議されていくんだと思うんですけども、いつ、どのように補償が行われるのか今の時点で不透明なところがありすぎるのではないのでしょうか。漁業者にとっては被害を受けた全てが補償されるという保証が現時点ではないのではないかと思います。 岸田総理自身は「政府が全責任を負う」という発言をされている。風評被害に係る全ての被害を補償する責任が国と東京電力にはあると思います。 北海道は、8月25日に実施した緊急要請において「関係者が被る損失の全てに対して、国が全責任を持って対応すること」を要請しています。全ての被害状況を北海道として可視化し、その全てが補償されるよう国と東京電力に対して求めていく必要があると思いますがどのようにお考えでしょうか。</p> <p>(六) 国の更なる説明の必要性について 8月25日に北海道が行った緊急要請において、中国政府が行った輸入停止措置を即時に撤廃させること等が盛り込まれていますが、海洋放出について不安を抱えている人たちについて説明を尽くすことを求めているのではないのでしょうか。 そもそも、全漁連をはじめ道漁連、福島県漁連など全</p>	<p>○ 小林水産食品担当課長 水産業への影響についてであります。昨年の道内港からの道産水産物輸出額は833億円で、このうち中国はホタテガイを中心に64%にあたる532億円を占め、最大の輸出先国となっております。 今回の輸入停止措置により、中国向けに輸出した荷物が通関できずに日本に戻されている、ホタテガイが中国に輸出できず、地域によっては冷凍庫に一時保管する余裕がなくなっているなど、本道水産業にも影響が生じているものと認識しております。</p> <p>○ 小林水産食品担当課長 東京電力による補償についてであります。東京電力は、令和4年12月、ALPS処理水の放出に伴い、風評被害が発生した場合の賠償基準を公表しているところです。 補償の対象は、価格下落や事業の売上減少等による減収などの逸失利益に加え、風評被害により負担を余儀なくされた費用である追加的費用としており、請求を受けた後、統計データ等を用い、風評被害の有無を確認の上、損害額を算定することとしております。</p> <p>○ 小林水産食品担当課長 賠償基準などについてであります。東京電力によると、漁業者が風評被害等を被った場合の損害額の算定に当たっては、原則、東京都が公表している市場統計情報を用いるとしておりますが、地域の実態に応じた賠償を実施できるよう、関係団体等からご意見を伺い、協議の上、適宜見直しを行い、適切に対応しているところです。</p> <p>○ 近藤水産局長 風評被害等に対する賠償についてであります。東京電力においては、今後、関係団体等と協議のうえ、適切に賠償に対応していくとしておりますが、道におきましても、8月29日に設置した生産・流通・加工関係者、行政機関で構成する「道産水産物流通・輸出に係る連絡協議会」などを活用し、関係者のご意見を踏まえ、本道の実態に応じた賠償が行われるよう、関係部局間で構成する庁内連絡会議とも情報共有を図りながら、必要に応じ国に要請を行うなど、適時適切に対応してまいります。</p> <p>○ 成澤企画調整担当課長 国への要請についてであります。道では、これまで、漁業関係団体の方々からの要請を踏まえ、国民の皆様や諸外国への丁寧な説明と理解促進、安全性の確保、風評被害の防止及び影響の抑制、風評被害が発生した場合の対策につきまして、度重なる要望を行ってきたところであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>国の漁業者は現時点においても海洋放出反対の立場を変えていません。福島県内23市町村議会が海洋放出に関する意見書を可決しています。</p> <p>道内水産物に対する風評被害を防止する上でも、海洋放出について国の説明が十分に尽くされていないということが根本にあるのではないのでしょうか。国によるさらなる説明と、国内外の懸念に対して誠実に答えるべきと要請するべきだと思ったのですが、いかがお考えでしょうか。</p> <p>(六) 一再 国の更なる説明の必要性について</p> <p>そのような取組がなされているということは承知しておりますけれども、海洋放出が続いている中で、今の時点でも、反対の声が上がっており、漁業者も反対しているこの状況において、国では、今おっしゃったように、説明会を開催し、処理水の安全性などいろいろと発信しているということでした。北海道としては、こうした説明が尽くされていると認識しているのか、お答えください。</p> <p>(七) 海洋放出中止を求めることについて</p> <p>海外は勿論、国内においても反対の声が大きく渦巻いている中で、海洋放出を決めたこと自体が問題なのではないか。海洋放出がされなければ、本道をはじめ我が国の水産業へのこうした甚大な影響が我が国から広がるような事態は起こらなかったことは明らかであり、一刻も早く海洋放出を止めるべきであると声を上げる必要があると考えます。いくら海洋放出を行っても、今現在も際限なく新たにまた汚染水が生み出される現状を変えない限り、我が国の水産物に対する不安と風評被害はこれからも続くことが懸念されるが、道の見解を伺います。</p> <p>安全性の確保が大前提であるということが北海道の姿勢であることがわかりました。</p> <p>しかし、その安全性への不安が払拭できないことが、風評被害につながっているのではないか。漁業者の立場に立てば、既に行ってしまったとはいえ、この海洋放出について、北海道として、東京電力と国に中止の判断を促す取組を、そして中止を要請していくことが必要だと考えています。</p> <p>そして、日中間の緩和については、外交努力によって解消していくべきと考えます。</p>	<p>国は、漁業者との意思疎通を継続的に行っていくことが重要と考えており、農林漁業者等への説明会の開催に加え、ALPS処理水の安全性やその処分の必要性などにつきまして、広く国内外へ情報発信に努めますとともに、海洋放出後の海水や水産物のモニタリング結果についても、速やかな公表を行っているものと承知しております。</p> <p>○ 成澤企画調整担当課長</p> <p>漁業者への説明状況についてであります。道では、国が漁業者との意思疎通を継続的に行っていくことが重要との認識に基づき、漁業者等への説明会の開催に加え、ALPS処理水の安全性などについて、広く国内外への情報発信に努めますとともに、海水や水産物のモニタリング結果につきましても、速やかな公表を行っているものと承知しております。</p> <p>道といたしましても、こうした取組を継続していくことが重要と考えております。</p> <p>○ 山口水産林務部長</p> <p>ALPS処理水の海洋放出に係る対応についてであります。国は、福島第一原発の廃炉を進めるためには、ALPS処理水の処分は決して先送りできない課題であるとして、7月にIAEAが公表した包括報告書も踏まえ万全の安全確保、風評対策や漁業の継続支援策、理解醸成など各般の取組を進めつつ、海洋放出することを決定したものと承知しております。</p> <p>道としては、安全性の確保を大前提に、風評を生じさせない取組の徹底が重要と考えておりまして、「道産水産物流通・輸出に係る連絡協議会」などを通じて、関係者の皆様から幅広くご意見・ご要望を伺いながら、漁業をはじめ流通加工業など、地域経済への影響が最小限となるよう、道産水産物の消費拡大や輸出振興などに取り組むとともに、引き続き、中国による輸入停止措置の撤廃や影響を受ける方々への支援、国内外でのさらなる理解促進など、万全の対策を講じるよう、国に求めてまいります。</p>